

千本桜地区地区計画

『自然と共生できる安全なまち』



～いつまでも住み続けたいまち～

大和市

はじめに

千本桜地区は、大和市南西部、小田急江ノ島線桜ヶ丘駅と高座渋谷駅の中間に位置し、本市に水源を持つ引地川が地区の中心部を南北に流れ、地区の中央部分に都市計画道路3・5・7号中福田南庭線が東西方向に通っています。「千本桜」の名前は、昭和45年の分譲時に引地川沿いに植えられた千本もの桜が、豊かに育ち自然と共生する閑静な住宅環境をつくりだしたいとの思いに由来しています。

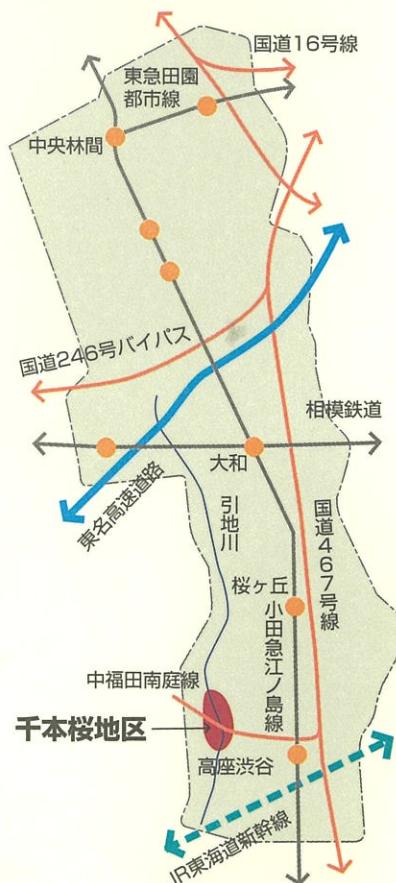
このように引地川沿いの桜や住宅地内の緑など水と緑に恵まれた千本桜の街づくりは、「緑と坂と暮らしの地域」を基本に、地区の住民どうして話し合い、まず、千本桜地区の将来像であり街づくりの目標である「千本桜地区街づくり構想」をまとめました。さらに、その実現をめざして、街づくりのルールとしての「千本桜地区地区計画」を、住民自身の取り組みによって定めたものです。

千本桜地区の街づくりの経緯

千本桜地区は、昭和45年に低層の戸建て住宅を中心開発された住宅地です。

分譲当時設置されたコミュニティプラント（専用の下水処理施設）の処理能力から人口を抑制する必要があり、共同住宅の建築を禁止するなどの管理要綱が居住者と開発事業者との間で締結されました。

しかし、平成7年に公共下水道ができ、それに伴って要綱も消滅しました。その後、敷地の分割等が始められ、多くの住民が生活環境の変化に危機感をおぼえるようになりました。そこで、現在の住環境を将来も維持しながら暮らし続けたいという願いから、千本桜自治会を中心に、住民による自主的な街づくり組織「千本桜街づくり委員会」が発足し、「大和市みんなの街づくり条例」にもとづく各支援を活用しながら、街づくりに取り組んだものです。街づくり委員会は、住民・地権者の意見を反映しながら検討を重ね、平成11年7月には『千本桜地区街づくり構想』、平成13年7月には『千本桜地区地区計画』が定められました。



千本桜地区街づくり構想

千本桜地区街づくり構想は、地区計画の検討にあたって、平成11年7月、街づくりの目標や将来像として定めたものです。この街づくり構想は、地区計画をはじめ、千本桜地区の街づくりのおおもととなるものです。

街づくりの目標

◆自然と共生できるまち

千本桜地区のシンボルである桜並木や引地川、住宅地内の緑などを、治水とのバランスを考えながら、地区住民共通の財産として守り育てるとともに、歴史とふれあえる自然と調和した街づくりに取り組みます。

◆安全なまち

災害に備えた家の建て方などに配慮するとともに、災害時などには、地区的みんなが助け合い、協力して街を守るための体制を充実させていきます。

また、日頃だれもが楽しく、安心して街中を歩ける環境を整えるなど、だれにもやさしい街づくりに取り組みます。

◆ふれあいのあるまち

千本桜に形成されている良好なコミュニティを大切にし、誰もが溶け込みやすい、人のふれあい豊かな街を目指します。

だれもが安全で快適に暮らしていくために、千本桜に生活する人、営む人それぞれが日々の暮らしに関わる様々なことに関心を持ち、自ら考え、行動していくことができる生活のマナーの良いまちを目指します。

◆閑静な戸建て住宅のまち

昭和40年代分譲当時の一戸建て住宅の良好な住環境や景観を維持しながら、地区住民共通の財産として、個々の宅地の個性を活かしながら、より潤いと魅力ある街並みづくりを目指します。

◆賑わいのあるまち

千本桜の特徴である利便性を活かし、賑わいのあるまちにするために、周辺の住宅地に配慮しながら、地域に密着した魅力ある商店街づくりを目指します。

また、これから訪れる高齢化社会に対し、幅広い世代がともに暮らせるまちにするために、戸建ての街並みを維持しながら二世帯住宅の建築を許容しています。

これら地区のみなさんの意見を集約した「街づくりの目標」を総括して、千本桜地区がめざす「街の将来像」としました。

街の将来像

自然と共生できる安全なまち

~いつまでも住み続けたいまち~

千本桜地区地区計画の内容

地区計画の基本方針

千本桜地区の地区計画は、具体的なルールを定めるにあたって、「千本桜地区街づくり構想」の内容をふまえ、地区計画の基本的な方針を次のような考え方としています。

地区計画の目標

地区計画では、引地川沿いの桜や住宅地内の緑といった水と緑に囲まれた良好な街並みを「緑と坂と暮らしの地域」を基本理念に、次に掲げる方針のもとに形成し、維持・保全することを目的とします。

土地利用の方針

千本桜地区は、まちの将来像として「自然と共生できる安全なまち」をめざし、良好な環境の維持、保全を図るため、「第一種低層住居専用地域」で地区の大部分を占める街区（A地区）、「第一種住居地域」で北側の道路沿いの街区（B地区）および商店街を含む街区（C地区）の3地区に分け、次の方針により土地利用を図ります。

【A・B地区の方針】戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全を図る。

【C地区の方針】周辺戸建て住宅地の居住環境に配慮し、住宅と商業施設との共存を図る。

建築物等の整備の方針

閑静な戸建て住宅として災害に強い安全なまちの実現を図り、また地区に愛される商店街を形成するため、地区特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定めます。（5～10ページ：建築するときのルール参照）

緑化の方針

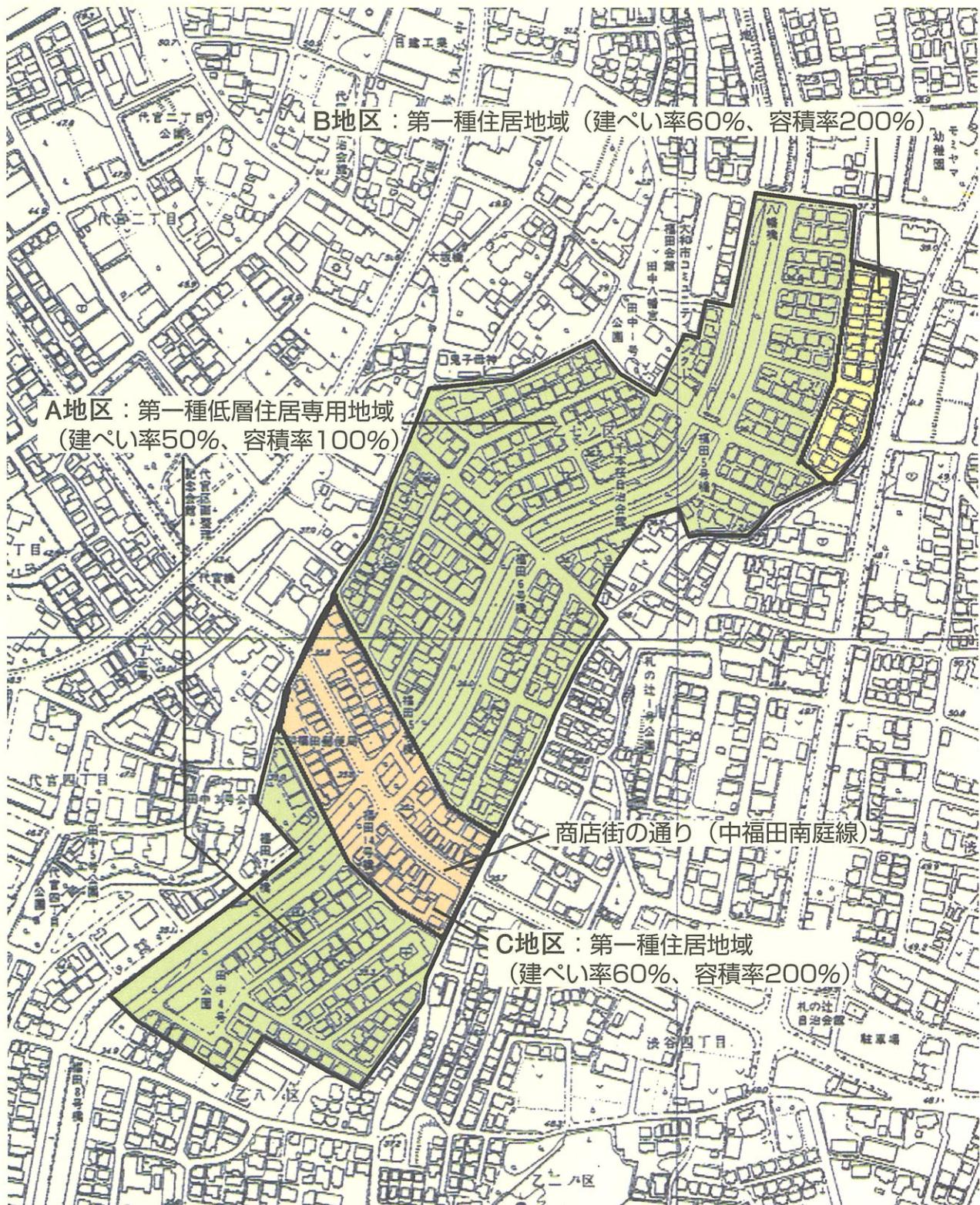
緑豊かで快適な街並みを形成するため、公共空間の緑化を進めるとともに、生け垣や草花等の植栽による敷地内緑化に努めます。



地区計画の地区区分

千本桜地区の地区計画は、都市計画で定められた用途地域を基本に、区域の特性に応じて、下の図のような3つの地区に区分しています。

(地区計画区域：約10.5ha)



建築するときのルール

建物を建築する時のルールは、都市計画法や建築基準法などの法律で決められているルールを基礎に、地区計画によって千本桜独自のルールを追加し、良い環境を守ろうとするものです。

なお、このルールは、これから建て替えや増改築・改修をする時に守るべきもので、今すぐに従わなければならぬものではありません。

① 建築物等の用途の制限

建築物の用途は、これまでも建築基準法で、建てられる建物、建てられない建物が定められています。（表参照）地区計画では、これに加えて建てられない用途を追加して定めています。

A地区

第一種低層住居専用地域に定められた建築物のうち、次の建築物は建築できません

- ・住宅で3戸以上の住戸又は住室を有するもの
- ・共同住宅で3戸以上の住戸又は3戸以上の住室を有するもの
- ・寄宿舎又は下宿
- ・学校
- ・公衆浴場



二世帯住宅（法律上は2戸の共同住宅等）は許容したうえで、3戸以上の共同住宅等は建てられないことにしています。

B地区

A地区で定められた建築物のほか、次の建築物は建築できません

- ・A地区に掲げる建築物
- ・事務所、店舗又は飲食店その他これらに類するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m²以下で住宅に附属するものを除く）
- ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ・病院
- ・工場（その用途に供する部分の床面積の合計が50m²以下で住宅に附属するものを除く）
- ・ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの
- ・ホテル又は旅館
- ・自動車教習所
- ・床面積の合計が15m²を超える畜舎
- ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- ・自動車車庫（建築物に附属するものを除く）

C地区

第一種住居地域に定められた建築物のほか、次の建築物は建築できません

- ・ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの
- ・ホテル又は旅館
- ・自動車教習所
- ・床面積の合計が15m²を超える畜舎
- ・共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が29m²以下のもの



住戸の面積が小さい（29m²以下）ワンルームマンション等は建てられません

〔建築物の用途について現行の法規と地区計画の比較〕

●：現行の法律では建てられるもの
×：現行の法律で建てられないもの

▨：「地区計画」で新たに建てられなくなるもの

		A地区 第一種低層住居専用地域	B地区 第一種住居地域	C地区 第一種住居地域
住 宅	うち、3以上の住戸又は住室を有するもの	●	●	●
共同住宅、長屋	うち、3以上の住戸又は住室を有するもの うち、住戸の部分の床面積が29m ² 以下のもの	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ●
寄宿 舎、下宿		● ●	● ●	●
兼用住宅で非住宅部分の面積が50m ² 以下等		●	●	●
店 舗 等	店舗・事務所で床面積 150m ² 以下 店舗・事務所で床面積 150m ² を超え 500m ² 以下 店舗・事務所で床面積 500m ² を超え 1500m ² 以下 店舗・事務所で床面積 1500m ² を超え 3000m ² 以下	×	● ● ● ●	● ● ● ●
ホ テ ル	ホテル・旅館		×	●
ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	● ●	●
公 共 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 大学、高等専門学校、専修学校等	● ×	● ● ●	● ●
・ 学 校 等	図書館等 巡回派出所、一定規模以下の郵便局等 神社、寺院、教会等 病院 公衆浴場、診療所、保育所等 うち、公衆浴場	● ● ● ×	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
工 場 等	建築物付属車庫 単独車庫（300m ² 以下、2階以下） 畜舎（床面積の合計が15m ² を超えるもの） 工場	● ×	● ● ● ●	● ● ● ●

※この表は、法律で定められた建物用途のうち、地区計画に関するもののみを取り上げています。規模・階数等の制限もありますので詳しくは、市役所までお問い合わせください。

② 建築物の敷地面積の最低限度

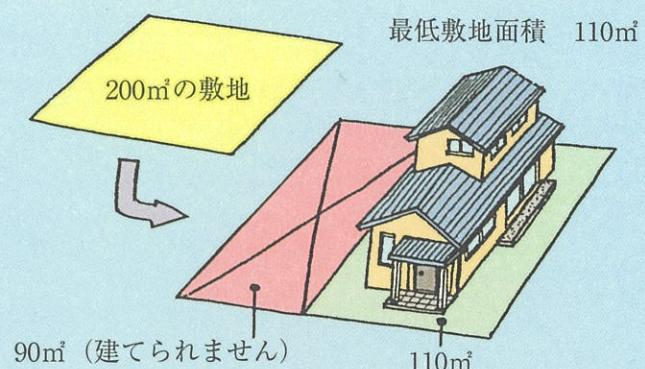
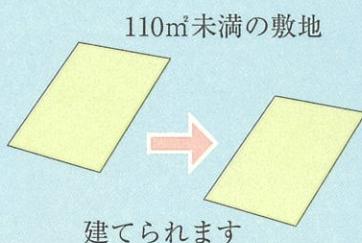
千本桜地区が今以上に建てこまないようにするために、建築物を建てることができる敷地の最低限度を定めています。今後は、決められた面積以上の敷地でなければ建物が建てられなくなり、現在の敷地を分割して密集した住環境にならないようにするものです。(地区計画決定時の敷地面積が基準未満の場合には建てられます。) なお、このルールは、建築確認申請などをする際に届け出る面積であり、土地の所有状況とは関係ありません。

A・B地区

最低敷地面積：110m²

地区計画決定時の敷地が110m²以上の敷地であっても、地区計画決定後に敷地を分割し、110m²未満となった土地には建物を建てることができなくなります。

なお、地区計画決定時（平成13年7月16日）の敷地が110m²未満の土地については、敷地を変更しないかぎり敷地面積の最低限度の制限は適用されません。

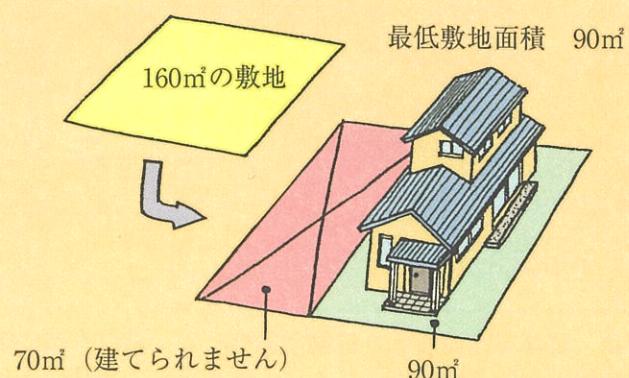
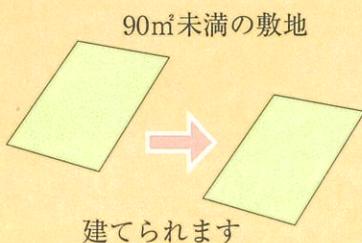


C地区

最低敷地面積：90m²

地区計画決定時の敷地が90m²以上の土地であっても、地区計画決定後に敷地を分割し、90m²未満となった土地には建物を建てることができなくなります。

なお、地区計画決定時（平成13年7月16日）の敷地が90m²未満の土地については、敷地を変更しないかぎり敷地面積の最低限度の制限は適用されません。



③ 壁面の位置の制限

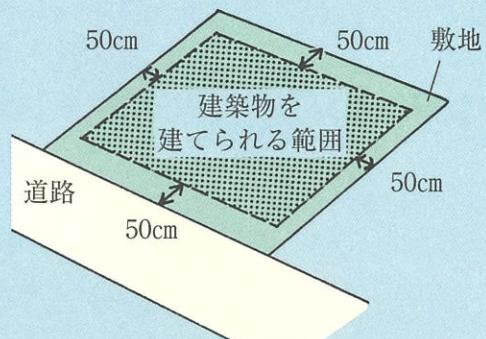
壁面の位置の制限では、日照や風通し、プライバシーの確保などのために、隣どうしの建物の間隔をあけ、また、建物が道路ぎりぎりに建つことで圧迫感のある街並みとならないように、隣地や道路の境界線からの建物の後退距離を定めています。

A・B地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切り部分を除く。以下同じ。）及び敷地境界線までの距離は0.5m以上とします

ただし、建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ・建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ
- ・出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの
- ・物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの
- ・自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの



C地区

外壁等の面から中福田南庭線の道路境界線までの距離は0.75m以上、他の道路境界線までの距離は0.5m以上とし、及び中福田南庭線に接する敷地を除く外壁等の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とします

ただし、建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

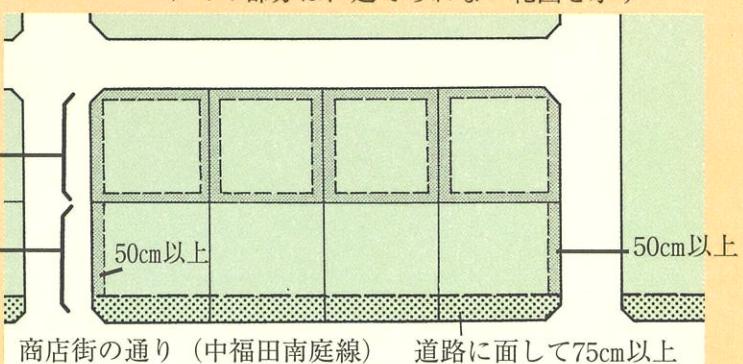
- ・建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ
- ・出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの
- ・物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの
- ・自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの

アミの部分は、建てられない範囲を示す

その他の敷地
(道路、隣地境界から50cm以上)

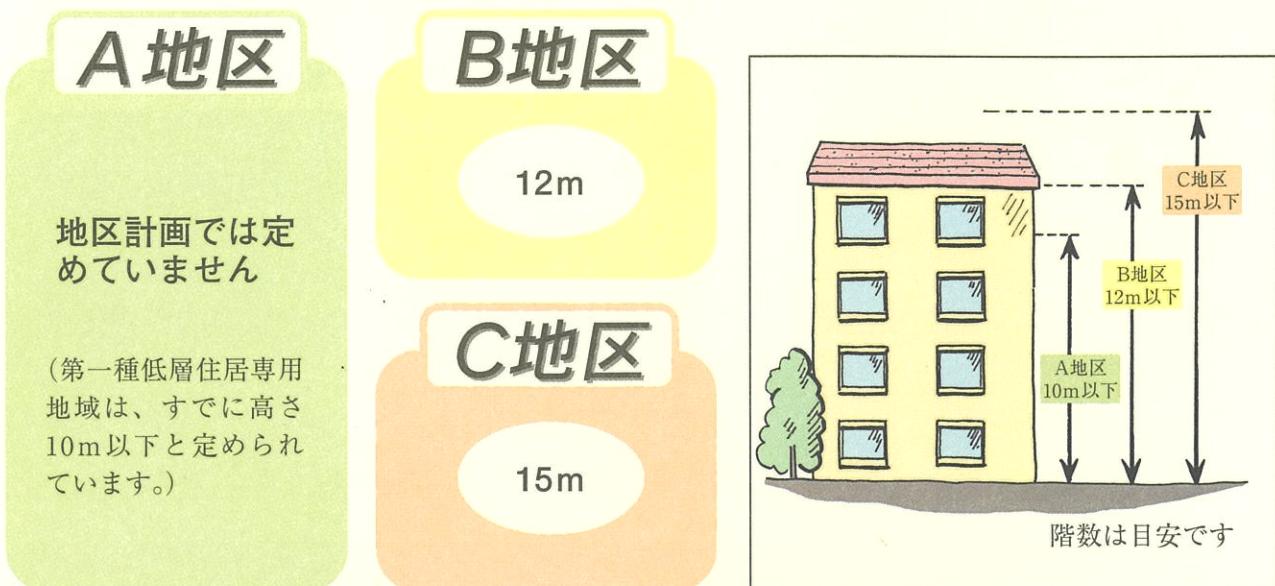
商店街通りに面する敷地は、
隣地からの後退距離は定めません

※なお、すみ切り部分は
後退する必要がありません



④ 建築物等の高さの最高限度

現在の住環境を将来にわたって守るために、現在の街並みにそぐわない建築物の高さを抑えるために、それぞれの地区の状況にあわせて、建築物の高さの最高限度を定めています。



※この制度の他に建築基準法による道路斜線、日影規制等の制限の定めもあります。

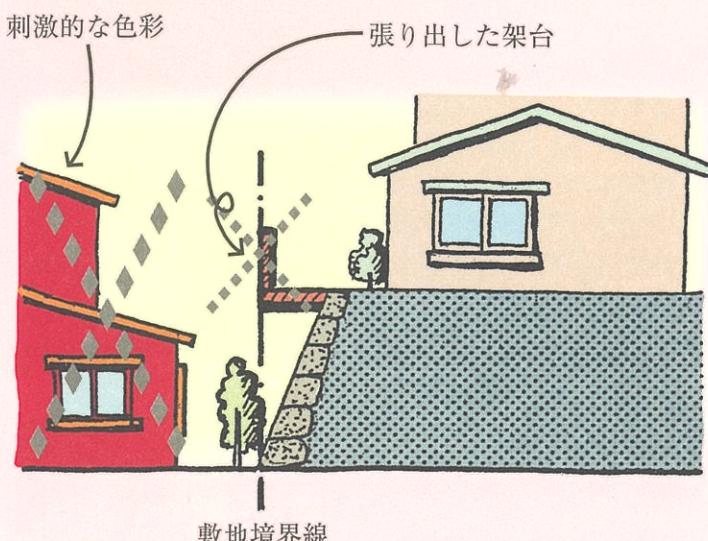
⑤ 建築物等の形態又は意匠の制限

現在の街並みを守るために、周囲の環境にそぐわない建物の色彩や、防災上危険な建て方などを禁止しています。

A・B・C地区

建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つため、刺激的な色彩を用いないものとする

法面又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これらに類するものは、設けてはならない



このような「張り出した架台」は、地震等の際たいへん危険であり、圧迫感もあるため、建てられることとされています。

⑥ かき又はさくの構造の制限

緑豊かな環境を今後も維持していくために、また防災上危険な塀を建てないようにするために、塀についてのルールを定めています。

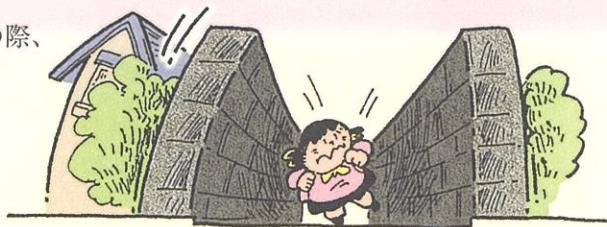
A・B・C地区

道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等とする

ただし、かき又はさくの構造が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ・道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.7m以下であるもの
- ・隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.5m以下であるもの
- ・門柱等の部分

ブロック塀は地震の際、
たいへん危険です



道路に面する
ブロック塀等は、
高さ0.7m以下



隣地に面する
ブロック塀等は、
高さ0.5m以下



届出

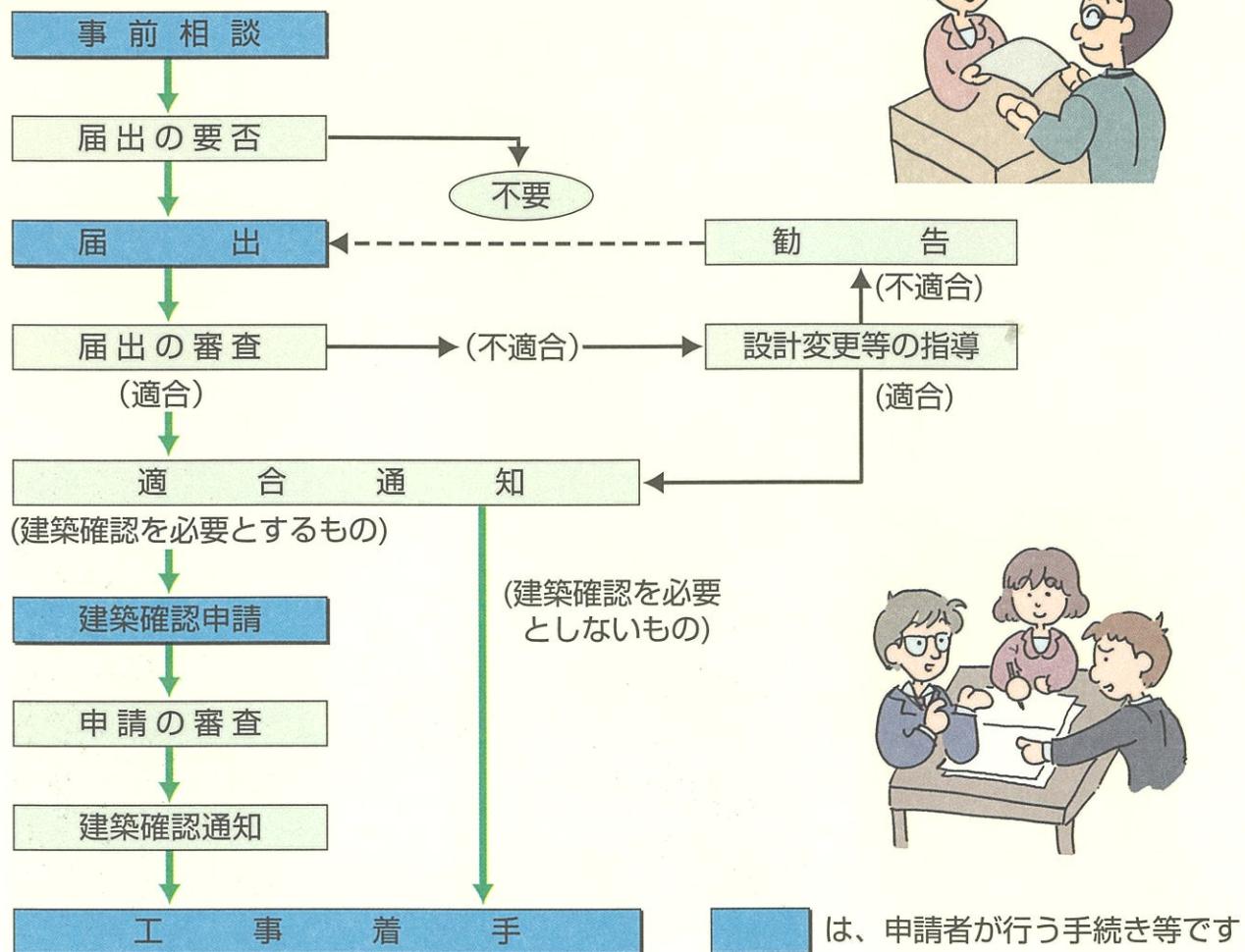
地区計画では、個々の建築行為等を地区のルールに従って規制、誘導することによって、街づくりが実現されていきます。このため、地区計画の区域（地区整備計画の定められた区域）内で建物を建てたりする際には、その行為に着手する日の30日前までに市に届出（届出書の提出）をしなければなりません。

市では、届出された計画が、地区計画の内容に適合しているかどうかを審査します。

【届出の必要な行為】

- 土地の区画形質の変更：切土・盛土等の造成、敷地の分割等の行為をいいます。
- 建築物の建築、工作物の建設：建築物の新築・増改築、かき・さく・塀・門・擁壁等の築造のことをいいます。
- 建築物等の用途の変更：例えば、専用住宅を店舗併用住宅に変更することなどをいいます。
- 建築物の形態、意匠の変更：建築物等の屋根・外壁その他戸外から見える部分の色彩の変更等をいいます。

【届出から工事着手まで】



届出書記載例

地区計画の区域内における行為の届出書

大和市長殿

平成13年11月1日
(着手予定日の30日前)

届出者 住所 大和市福田○○○○一〇
氏名 大和太郎印
電話 046-267-○○○○

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建設物等の用途の変更

について、下記により届け出ます。

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

記

- 1 行為の場所 大和市福田字乙七ノ区○○○○一〇
- 2 行為の着手予定日 平成13年12月1日
- 3 行為の完了予定日 平成14年3月31日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(口) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(I) 敷地面積			130m ²
	(II) 建築又は建設面積	70m ²	m ²	70m ²
	(III) 延べ面積 (m ²)	100m ² (m ²)	m ² (m ²)	100m ² (m ²)
	(IV) 高さ 地盤面から 5.0m	(V) 用途 専用住宅	(VI) かき又はさくの構造 生垣、高さ1.0m	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(口) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容		
(5) 木竹の伐採		伐採面積 m ²		

地区計画の計画書

平成13年7月16日告示

名 称	千本桜地区地区計画
位 置	大和市福田字乙七ノ区及び字乙八ノ区並びに代官一丁目
面 積	約10.5ha
地区計画の目標	本地区は、大和市南部の引地川沿いに位置し、地区の東側を南北に都市計画道路3・4・3号福田相模原線、地区内中央部を東西に都市計画道路3・5・7号中福田南庭線が配置されており、昭和45年に行われた住宅地造成事業による住宅地の形成に併せて、区画道路・公園などの地区施設が整備された地区である。本地区計画では、「緑と坂と暮らしの地域」を基本理念とし、引地川沿いの桜や住宅地内の緑といった水と緑に囲まれた良好な住宅地を維持・保全することを目的とする。
土地利用の方針	地区を3地区に区分し、商業施設、住宅等の均衡ある土地利用を図る。 (A地区、B地区) 戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全を図る。 (C地区) 周辺戸建て住宅地の居住環境に配慮し、住宅と商業施設との共存を図る。
建築物等の整備の方針	建築物等の整備の方針は、次のように定める。 (A地区) 戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 (B地区) 戸建て住宅を主体とした住宅地としての良好な住環境の維持・保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 (C地区) 住宅と商業施設との共存を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。
緑化の方針	緑豊かで快適な街並みを形成するため、公共空間の緑化を進めると共に、生垣や草花等の植栽による敷地内緑化に努める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A 地 区	B 地 区	C 地 区
		面 積	約 8. 5 h a	約 0. 5 h a	約 1. 5 h a	
	建築物等の用途の制限			次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅で3以上の住戸又は3以上の住室を有するもの (2)共同住宅で3以上の住戸又は3以上の住室を有するもの (3)寄宿舎又は下宿 (4)学校 (5)公衆浴場	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)A地区に掲げる建築物 (2)事務所、店舗又は飲食店その他これらに類するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下で住宅に附属するものを除く） (3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4)病院	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)ボーリング場 スケート場又は水泳場その他これらに類するもの (2)ホテル又は旅館 (3)自動車教習所 (4)床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (5)共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が29m ² 以下のもの

地 区 整 備 計 画			(5)工場（その用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下で住宅に附属するものを除く） (6)ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの (7)ホテル又は旅館 (8)自動車教習所 (9)床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (10)危険物の貯蔵又は処理に供するもの (11)自動車車庫（前号各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く）	
	建築物の 敷地面積の 最低限度	110m ²	110m ²	90m ²
	壁面の 位置の制限	A地区 B地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切り部分を除く。以下同じ。）及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1)建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ。 (2)出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの。 (3)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m²以内であるもの。 (4)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの。</p>	
		C地区	<p>外壁等の面から都市計画道路3・5・7号中福田南庭線の道路境界線までの距離は、0.75m以上、他の道路境界線までの距離は、0.5m以上とし、及び都市計画道路3・5・7号中福田南庭線に接する敷地を除く外壁等の面から隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1)建築物への出入りのための通行専用に供されるポーチ。 (2)出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5m以下であるもの。 (3)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m²以内であるもの。 (4)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6m以下であるもの。</p>	
	建築物等の 高さの 最高限度		12m	15m
	建築物等の 形態又は 意匠の制限		建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外公告物は、美観、風致などを良好に保つため、刺激的な色彩を用いないものとする。 法面又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これらに類するものは、設けてはならない。	
	かき又はさく の構造の制限		道路境界線及び隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等とする。ただし、かき又はさくの構造が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。	
			(1)道路境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.7m以下であるもの。 (2)隣地境界線に面する場合は、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤から0.5m以下であるもの。 (3)門柱等の部分。	

街づくりのあゆみ

- 平成10年 2月 千本桜自治会役員を中心に、街づくりに関する勉強会を開催
- 平成10年 6月 千本桜自治会が中心となって、商店会と協力し「千本桜街づくり準備委員会」を結成
- 平成10年 9月 地区住民及び不在地主等に対し、街づくりの意向把握のためのアンケートを実施
- 平成10年12月 千本桜タウンウォッチングを実施
- 平成11年 2月 アンケート及びタウンウォッチングをもとに「千本桜地区街づくり構想（案）」を作成
- 平成11年 3月 「千本桜地区街づくり構想（案）」について、住民の意見を確認するためのアンケートを実施
- 平成11年 4月 千本桜自治会が中心となり、商店会等の関係団体や住民有志がメンバーとなり「千本桜街づくり委員会」が発足
- 平成11年 5月 ルールづくりについて、住民の意見を確認するためのアンケート実施
- 平成11年 6月 ルールづくりのための話し合いがスタート
「千本桜街づくり委員会」が、「大和市みんなの街づくり条例」にもとづく「地区街づくり推進団体」として登録される
- 平成11年 7月 「千本桜地区街づくり構想」が、「大和市みんなの街づくり条例」にもとづく「地区街づくり方針」として認定される
- 平成11年 8月 ルールづくりに関する地区別（B地区）アンケート実施
- 平成11年10月 ルールづくりに関する地区別（C地区）アンケート実施
- 平成11年11月 ブロック別懇談会（2日にわたって、ルール案についてブロック別に説明及び意見交換）
- 平成12年 1月 全地区アンケート実施（最終ルールの内容と種類（地区計画）確認）
- 平成12年 6月 地区計画案について全地区アンケートによる確認
- 平成12年12月 地区計画に向けて住民のおおむねの賛同が得られる
- 平成13年 2月 千本桜地区地区計画（原案）説明会（市による説明会）
- 平成13年 3月 「大和市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」にもとづく縦覧
- 平成13年 5月 都市計画法にもとづき千本桜地区地区計画（原案）の縦覧
- 平成13年 6月 大和市都市計画審議会で審議
- 平成13年 6月 神奈川県と法定協議
- 平成13年 7月 「千本桜地区地区計画」の決定告示（平成13年7月16日）
- 平成13年 9月 「大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正により、建築確認申請の際に地区計画の内容を守ることが義務づけられる



タウンウォッチング



街づくり委員会の会合

問い合わせ先

- 地区計画に関すること
- 建築に関すること
- 千本桜街づくり委員会に関すること

- 街づくり施設部街づくり計画課
- 街づくり施設部建築指導課
- 街づくり施設部街づくり推進課

046-260-5443
046-260-5426
046-260-5483